

石 巻 市

福祉避難所設置・運営マニュアル

〔原子力災害対策編〕



平成29年3月



石 巻 市

はじめに

本市において東日本大震災では、最大約5万3千人の市民が避難し、仮設住宅の入居が始まり避難所を閉鎖するまでの7箇月もの期間、避難所生活を続けました。

福島第一原発の事故においては、福島県双葉町の住民が避難生活を続け、避難先の埼玉県加須市の避難所では、閉鎖まで2年9箇月もの期間を要しました。

ひとたび大規模災害が起こると、避難所は「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となり、また「在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点」となります。

しかし、東日本大震災では、避難所における「生活の質」には課題が多く、水、食料、トイレ等は不十分で、暖房は限定的であり、狭い空間での生活によって、多くの避難者が体調を崩す恐れと隣り合わせの生活でした。

本市においては、避難所生活を送り続ける要配慮者が、避難スペースの狭隘に伴う運動量の低下等の要因により、身体的機能の維持が困難となりつつあることで、避難所開設から約1箇月後、要配慮者に対し一般の避難所では対応が困難であると判断し、公共施設を活用した福祉的避難所の開設準備に当たりました。

開設に当たり、本市では福祉避難所の開設・運営マニュアルを作成していなかったことで、全くの手探り状態からのスタートであり、更には介護系有資格者といった人材確保も困難な情勢でしたが、この時点で避難所ではもう待ったなしの状況にあったため、多くの課題を残しながらも開設を決定いたしました。

運営に当たっては、民間事業者への委託方式について宮城県と災害救助法の適用について協議を続けていたところ、厚生労働省と直接協議する機会があり、即断で委託等の認定を受け、全国初の民間委託方式による福祉避難所の開設を実現することができました。

現在、本市では未だ福祉避難所開設・運営マニュアルは未整備な状況ですが、原子力災害時において、「宮城県広域避難計画[原子力災害]ガイドライン」に基づき、本市以外の他市町村への広域避難措置が図られることで、避難先となる市町村等に対し設置方法等を示す必要があることから、このたび、東日本大震災の教訓をもとに、福祉避難者の定義から福祉避難所の設置運営に係る事項等について、本マニュアルを作成いたしました。

～ 目 次 ～

第 1 福祉避難所の概要	資 11-1
1 本書の目的	資 11-1
2 福祉避難所の位置づけ	資 11-1
(1) 災害対策基本法による位置づけ	資 11-1
(2) 石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕における位置づけ	資 11-2
3 要配慮者の位置づけ	資 11-2
(1) 要配慮者の概要	資 11-3
(2) 要配慮者の基準	資 11-8
4 福祉避難所の利用対象となる者	資 11-8
(1) 要配慮者	資 11-8
(2) 石巻市福祉避難所利用対象者調	資 11-9
5 福祉避難所の種類	資 11-10
(1) 公的福祉避難所	資 11-10
(2) 民間福祉避難所	資 11-10
(3) 福祉スペース	資 11-10
 第 2 福祉避難所の準備	 資 11-11
1 設置方針	資 11-11
2 福祉避難所の指定	資 11-11
(1) 施設の選定	資 11-11
(2) 施設の指定要件	資 11-12
(3) 指定目標の設定	資 11-13
3 要 員	資 11-13
(1) 公的福祉避難所	資 11-13
(2) 民間福祉避難所	資 11-13
(3) 福祉スペース	資 11-13
4 備蓄等資機材	資 11-14
5 情報連絡体制	資 11-14
 第 3 福祉避難所の業務	 資 11-15
1 開 設	資 11-15
(1) 避難等指示の発出時期	資 11-15
(2) 避難の流れ	資 11-16
(3) 開設の判断	資 11-16

2	入所判定方法	資 11-16
(1)	避難者等の調査	資 11-16
(2)	要配慮者スクリーニング会議	資 11-17
3	入所手続	資 11-19
(1)	入所手続の説明	資 11-19
(2)	入所者名簿の作成	資 11-19
(3)	入所日時等調整	資 11-19
(4)	要配慮者の搬送	資 11-19
4	入 所	資 11-19
(1)	受 付	資 11-19
(2)	居住配置	資 11-19
(3)	説 明	資 11-19
(4)	入 所	資 11-20
5	運 営	資 11-20
(1)	運営の流れ	資 11-20
(2)	入所者の状況管理	資 11-20
6	退 所	資 11-21
7	県災害対策本部との情報伝達	資 11-21
第 4	福祉避難所の閉鎖等	資 11-22
1	閉鎖の判断	資 11-22
2	閉鎖手続き	資 11-22
3	費用負担	資 11-22
資料編		
1	福祉避難所対象者調	資 11-24
2	石巻市原子力災害時用指定福祉避難所一覧	資 11-26
3	避難スペース確保例	資 11-28
4	石巻市災害時相互応援協定市町村	資 11-29
5	資機材備蓄拠点施設及び備蓄資機材リスト	資 11-30
6	関係機関連絡先リスト	資 11-32
7	健康調査表	資 11-33
8	健康相談票	資 11-34
9	避難所アセスメントシート	資 11-35
10	福祉避難所入所者名簿	資 11-36
11	費用負担請求様式	資 11-37

第1 福祉避難所の概要

1 本書の目的

東日本大震災においては、身体的要件による避難行動の遅れ等が要因で、多くの高齢者が犠牲となりましたが、障がい者においても、一般の被災者と比較して約2倍もの高い割合で犠牲となってしまいました。

避難した高齢者や障がい者にとっても、生活環境が十分に整備されたとは言えない避難所で長期の避難生活を余儀なくされたことで、健康を害し、発災当初に折角助かった命も、医療や介護に委ねることとなった方々が多数発生しました。

高齢者等の方々は、一旦健康を害すと、新たな生活再建への移行へも困難が生じることが多く、要配慮者対策は、平時から対策を行い、発災後は重点的に適切な対応を行う必要性が、東日本大震災の教訓として残りました。

要配慮者への対策は、近年、法改正やガイドライン等、様々な形で進展して来ておりますが、実務を執行する市町村での具体的手法は未だ明確化されていないことで、今回、原子力災害時に、要配慮者に対してより良い対応を実現するため、福祉避難所の設置・運営マニュアルとして本書を定めることといたします。

2 福祉避難所の位置づけ

(1) 災害対策基本法による位置づけ

福祉避難所については、災害対策基本法施行令に規定されています。また、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、以下のように規定されています。

○ 災害対策基本法施行令第20条の6第5号

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

更には、内閣府令で定める基準として、以下のように規定されています。

○ 災害対策基本法施行規則第1条の9

- ・ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(2) 石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕における位置づけ

本市地域防災計画における福祉避難所は、以下のように位置付けています。

石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕（第2章 原子力災害事前対策 第9節 避難収容活動体制の整備 2 避難所等の整備）

一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、原子力災害においては、他市町村へ広域避難することから、避難先となる市町村を中心として、本市以外の市町村における福祉避難所の整備が必要となります。

3 要配慮者の位置づけ

福祉避難所の対象者として想定されているのは、法律上「要配慮者」ということになります。

要配慮者は、「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号）と定義されています。

よって、福祉避難所の事前指定やその準備は、これらの人々を対象として備えておきます。

また、「その他特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等が想定されます。これらの人々は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、福祉避難所の他、福祉スペース等を設置し、受け入れ、要配慮者に合った特別な配慮をすることとします。

なお、本書は、福祉避難所に関するマニュアルであることから、災害対策基本法で定義している避難行動要支援者とは区別したものとしています。

(1) 要配慮者の概要

要配慮者の基本的要件は、以下のとおりです。

ア 身体障がい者

身体障がいとは、永続する身体機能の一定以上の障がいをいい、長期にわたり日常生活又は社会生活に制限が生じます。本人（１５歳未満の場合は保護者）の申請により、一定以上の障がいがあった場合は身体障がい者手帳が交付されます。

身体障害者福祉法に定められている障がいには次のものがあります。

a 肢体不自由

脊髄や頸椎の損傷、筋骨系の異常、欠損や切断、脳血管障がい等により手足の運動機能や体位の維持に障がいのある状態です。

脊髄や頸椎の損傷等による体幹（頸部・胸部・腹部・腰部）の機能障がいでは、発汗、体温調節、排尿、排便等の自律神経の障がいを伴うことが多くあります。

乳幼児期以前の脳性麻痺などによる脳の運動制御機能の障がいや、脳出血・脳梗塞等の疾病では、自力での移動困難や不随意運動（自分の意志によらない運動）のため手足が思うように動かせなかったり、筋肉の緊張により動作がぎこちなかったり緩慢だったり、麻痺していることがあります。

b 視覚障がい

何らかの原因によって視機能に障がいがあることで、全く見えない場合と見えづらい場合があります。

視力の障がいでは、光を全く感じない全盲から眼鏡等の使用により文字が識別できる程度まであります。

全盲の方の中でも先天性又は早い時期に視覚を失った場合は点字を使用する人が多いのですが、全体的には点字の読み書きができない人が多いので、音声によるコミュニケーションが重要です。

視野の障がいでは、両眼の視野がそれぞれ１０度以内と極めて狭くなる状態や、周辺だけ見える、あるいは左右いずれも半分しか見えない等様々です。

白杖や盲導犬の補助があっても、慣れない環境では周囲の状況を把握しにくいいため、単独での移動には困難が生じます。

自分がどこにいるか、そばに誰がいるのか説明がないと分からず困る場合があります。

c 聴覚又は平衡機能の障がい

・ 聴覚障がい

音が聞こえなかったり、聴力が不十分な状態です。

完全に聴力がない状態から、補聴器の使用により近くの会話がなんとか聞き取れる状態まであります。また、音を大きくしたり補聴器をつけたからといって、3音は聞こえても音の種類や言葉の識別ができるとは限りません。

先天性、又は言語獲得期以前の幼少期から障がいがある場合、音声言語機能に障がいがなくとも言葉の聞き取りが困難なため、話すことに支障が生じることが多くあります。抽象的な表現が理解できなかったり、「てにをは」の使い方が十分にできないなど、筆談をしてもうまく通じないことがあります。

障がい者となった時期や聴力の程度等により、手話・口話（発語及び読唇）・筆談・補聴器による聞き取りなど、コミュニケーション手段は人により様々です。

なお、外見ではわかりにくい障がいのため周囲の人に気付いてもらえないことがあります。

- 平衡機能の障がい

内耳の中の三半規管による平衡機能に障がいがある状態や、中枢神経系の働きによる姿勢や動きを調整する機能に障がいがある状態です。

四肢体幹に異常がなくても、転倒したり著しくよろめくなど歩行困難が生じます。

- d 視聴覚重複障がい（盲ろう）

視覚と聴覚の両方に障がいがある状態です。それぞれの障がいの程度によって大きく分けると、全盲ろう、弱視ろう、全盲難聴、弱視難聴の4つのタイプになります。また、さまざまな情報から閉ざされるため、認識能力や知能の発達に遅れが生じるケースも少なくありません。

障がい者となった時期や程度により、コミュニケーション手段は、手話（触手話・接近手話等）・点字・指点字・手書き文字・音声・筆談・指文字など実に多様です。

家族との会話さえも困難を極め、単独での外出は危険が多く、孤独な生活を送る人が多いのが現状です。

- e 音声・言語機能又はそしゃく機能の障がい

- 音声・言語機能障がい

口腔器官の障がいや吃音症など、発音や発声がうまくいかない音声機能の障がいと、失語症や言語発達障がいなど、言葉を理解することや適切な表現が困難な言語機能の障がいがあります。

またcで先述したように、先天性、又は言語獲得期以前の幼少期から聴覚障がいがあるため、話すことに支障が生じている場合があります。

特に言語障がいがある場合には、知りたいことを質問できない不便さから周囲の人々に理解されず、日常生活に困っていないといった誤解をされることがあります。

- そしゃく機能障がい

ものを飲み込めなかったり、かみ砕けない状態です。チューブにより食物を

直接胃に流し込まねばならなかったり、歯科矯正が必要となります。

f 内部障がい

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫機能に障がいがある状態です。外見からはわかりにくい障がいです。

- 心臓

一定以上の身体活動により心臓に負荷がかかると、倦怠感、呼吸困難、手足のむくみ、狭心症の発作などの症状が起こります。

- じん臓

体内の水分や塩分の調節、老廃物の排泄、血圧等の調節が困難なため、水分や塩分摂取の調整、食事療法、身体活動の制限が必要で、定期的な人工透析を必要とする人が大多数です。

- 呼吸器

気管や肺の疾病等によりガス交換が十分に行われず、呼吸困難が生じるため、活動が制限され、呼吸を助けるために酸素療法が必要な場合があります。風邪などの感染症は急速に呼吸機能を悪化させるため、十分な注意が必要です。

- ぼうこう又は直腸

自分の意志で尿や便の排泄がコントロールできないため、自分で管を使用して尿を体外へ排泄することや、身体に造設された人工肛門（ストマ）からの定期的な排泄処理が必要です。

- 小腸

通常の食事では栄養が不足するため、静脈注入による栄養補充が必要です。

- 肝臓

様々な原因で肝臓機能が永続的に著しく低下すると、倦怠感や易疲労感等の症状が強くなり、さらに進行すると肝臓移植が必要となります。

- 免疫機能

ヒト免疫不全ウイルス（H I V）の感染により免疫をつくる機能が低下しているため、通常では発症に至らない細菌やウイルス、カビなどが体内に侵入した場合に重い肺炎や癌などにかかり生命を失う危険があります。治療の段階や合併症の有無などにより、活動制限も異なります。

このウイルスの感染経路は、性的接触による感染や血液感染であり、それ以外の日常的な接触では感染しません。

イ 知的障がい者

知的障がいとは、発達期（おおむね18歳まで）に生じる様々の原因により、知的能力の全般的発達が不十分な状態にあるため、日常生活（社会生活、学習、日常生活動作等）に支障が生じ、支援を必要とする状態にあるものをいいます。

障がいの程度は、一人では日常生活の維持ができず意志疎通も困難なため、常に介助や保護が必要な程度から、就労や社会生活など一部の支援は必要であるが、一人で社会生活が可能な程度まであります。

本人又は保護者の申請により、一定程度の障がいがあった場合は療育手帳が交付されます。

ウ 精神障がい者

精神障がいとは、各種精神疾患などにより精神の機能に支障をきたし、日常生活の維持、社会生活への適応などが著しく困難となる障がいです。（発達障がいや高次脳機能障害も、精神障がいに含まれる障がいです。）

障がいの状態は、原因となる精神的な疾患などにより様々です。

障がいの程度は、一人では適切な日常生活の維持ができず適切な意思伝達も困難なため、常に援助が必要な程度から、通院や服薬によりわずかな援助で問題なく一人で社会生活が可能な程度までありますが、多くの場合は継続的な服薬などの医療的ケアが必要です。

本人からの申請により、一定程度の障がいがあった場合は精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

エ 高齢者

a 身体機能の低下

身体的な特性は個人差が大きく、程度も千差万別ですが、加齢に伴って以下のような変化がみられます。

- ・ 視覚的に明暗に対する順応力が低下し、見えにくくなります。
- ・ 聴力が衰え、特に高い周波数の音が聞き取りにくくなります。
- ・ 臭覚が低下し、ガス漏れや料理の焦げ付き等に気がつきにくくなります。
- ・ 触覚、温冷覚などの衰えにより、手から得られる情報が減り水やお湯の温度調節がわからなくなったりします。
- ・ 足や手の関節や筋肉が衰えて、反射能力や運動機能が低下します。
- ・ バランスを保つことが困難になり傾斜路、階段などでは転倒など起こしやすくなります。また、立ち上がりに支えが必要となったり、膝を曲げることが困難となり日常生活に支障がでてきます。
- ・ 体温調節機能が低下し、寒ければ風邪を引きやすく、暑ければ暑さ負けを起こしやすくなります。

b 精神的機能の変化

一般的に記憶力が低下してくることが多いのですが、認知症では、見当識障がい（時間・場所がわからない）、判断力低下等の症状が現れ、日常生活に大きな

支障がでてきます。

c 社会的孤立

配偶者に先立たれたりした、独り暮らしの高齢者が増えてきています。

社会的な役割がなくなり、家の中に閉じこもってしまい、地域とのつながりが希薄になって孤立感をもつ高齢者が多くなっています。

オ 妊産婦及び乳幼児

妊産婦とは妊娠中または出産後1年以内の者、乳幼児とは小学校就学前の者をいい、短期間のうちに心身の特性が大きく変化すること、個人間の差が大きいことが特徴です。

a 妊産婦

妊娠初期は外見では妊婦であることがわかりませんが、つわりや倦怠感などの妊婦特有の症状もあり、流産の危険が大きい時期です。中期以降は安定期に入りますが、胎児の発育に伴って母体の体型が変化し、足元が見えにくく、動きにくくなります。また、疲れやすく、足のむくみや腰痛が出やすくなります。

臨月が近くなると、胃の圧迫により食事の量が少なくなったり、膀胱や直腸への圧迫から頻尿や便秘がおこりやすくなります。

妊娠全時期において、環境の変化（特に冷え）により、子宮の収縮を誘発し流産を起こす危険があります。

出産後は、母体の回復のために十分な休養が必要であり、またホルモンのバランスのくずれなどからなるマタニティーブルーや産後うつ病といった精神面にも注意が必要です。

災害等による身体的、精神的なショックにより母乳の分泌が減少したり、止まることがあります。

b 乳幼児

親や周囲の大人の保護下で生活する必要がある時期です。

多くの水分補給を必要とするため脱水症状に注意し、体温調節機能が未熟であるため衣服や室温により調節してあげる必要があります。

また、免疫や抵抗力が弱いことから、清潔な食物・環境が必要です。

その後心身は著しく発達し、食事も離乳食から幼児食へと変化しますが、誤飲や転落など不慮の事故にも注意が必要です。

カ 難病患者

「難病」は「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう。」（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律

第50号))とされていますが、一口に難病といっても、神経・筋、循環器、血液、内分泌、感覚器疾患など、様々な領域にわたり、同じ疾病でも症状や進行状態に個人差があるため、個別対応が必要となります。

難病患者は、運動麻痺や関節の機能障がいなどにより自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多く、その場合には、車イス、ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要です。

さらに、人工呼吸器等を常用しているなど医療依存度が高い場合には、災害時にも医療機器を作動させ医療を継続する必要があり、医療機器、医薬品の確保等一層の配慮が必要です。

なお、外見からは病気を抱えていることが分からない場合でも、生命に関わる医薬品を使用している場合は、中断すると早期に身体に影響が出たり、特殊な栄養療法が必要になることなどがあるため、配慮が必要です。

(2) 要配慮者の基準

本市における要配慮者の基準は、以下のとおりとします。

ア 乳幼児等：乳児＝生後1歳未満、幼児＝生後1歳以上6歳未満

イ 妊産婦：母子健康手帳の交付を受けた者

ウ 障害者

- ・ 在宅の身体障害者（肢体不自由1級～3級、視覚1級～2級、聴覚1級～2級）
- ・ 知的障害者（療育手帳A・B）
- ・ 精神障害者（1級～3級）
- ・ 内部障害者（心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害）

エ 高齢者：65歳以上のみの世帯の者

オ 要介護者：要介護認定で要介護1～5の認定を受けている在宅者

カ 上記以外の要配慮者：上記ア～オ以外で民生委員が配慮の必要を認めた者

4 福祉避難所の利用対象となる者

(1) 要配慮者

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者（注1、注2）であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者であること。具体的には、高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族まで含めるものとします。

（注1）特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしておりません。（内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基

づく。)

(注2) 特別養護老人ホームについては、2015年4月から介護保険制度の改正に基づく入所基準の厳格化により「要介護3以上」に限定されていますので、本市での福祉避難所の利用対象となる者の基準は、「要介護3未満」とします。

(注3) 児童福祉法第4条では、「幼児：満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者」と規定されていますが、本市では、避難所生活におけるリスクを鑑み、対象者を3歳未満とします。

(2) 石巻市福祉避難所利用対象者調

(人)

地 区	乳幼児等	妊産婦	要介護者	右以外の要配慮者	計
牡鹿地区全域	35	17	106		158
石巻地区全域	2,157	1,137	1,779		5,073
雄勝地区全域	12	9	64		85
河北地区全域	211	82	339		632
河南地区全域	431	216	393		1,040
桃生地区全域	117	82	160		359
北上地区全域	42	21	69		132
合 計	3,005	1,564	2,910		7,479

(注)

- ① 乳幼児等：乳児＝生後1歳未満、幼児＝生後1歳以上3歳未満（基準日H28.6.30）
- ② 妊産婦：母子健康手帳の交付を受けた者（基準日H28.6.30）
- ③ 要介護者：要介護認定で要介護3未満及び要支援の認定を受けている在宅者（基準日H28.6.30）
- ④ 右以外の要支援者：上記①～④以外で民生委員が支援の必要を認めた者

※ 避難先市町村毎の対象者数は、資料編「福祉避難所対象者調」へ記載しています。

＜参考＞

災害救助法の適用となる場合、同法の規定によって対象となる費用が国庫から実費弁償となります。

福祉避難所にあつては、災害救助法施行令に基づき、以下のとおり規定されております。

福祉避難所（高齢者等であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

しかし、福祉避難所入所の対象とならない要件の避難者の場合は、介護施設等への緊急入所が基本となりますので、当該避難者が福祉避難所に入所しても実費弁償の対象とはなりません。

5 福祉避難所の種類

本市では、福祉避難所の種類を以下のとおり定義します。

(1) 公的福祉避難所

公共施設を利用して自治体で開設する避難所とします。

(2) 民間福祉避難所

福祉避難所の開設等の協定を自治体と締結している民間団体が社会福祉施設等で開設する避難所とします。

(3) 福祉スペース

指定避難所内の空間を活用し、自治体で開設する避難所とします。

第2 福祉避難所の準備

1 設置方針

福祉避難所の設置方針は、下表のとおりとします。

種 類	公的福祉避難所	民間福祉避難所	福祉スペース
対象となる者の程度	介助を必要とするが家族があり、日常生活には家族の介護で足り、一定の専門的人材の関わりが必要な者	介助を必要とするが、家族がいない者、家族はいるが、常時専門的人材の関わりが必要な者	介助等は必要ないが、大勢の避難者の中では生活が送れない者
対象者の例示	介護を必要とする障害者や高齢者等	介護を必要とする障害者や高齢者等	外国人・乳幼児・妊産婦・介助の必要のない障害者等
専門的人材	保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、栄養士、調理員	原則として常駐だが職員は施設との兼務、介護ボランティア等の派遣を受ける	巡回のみで対応
災害ボランティア（専門的人材）の必要度	◎	○	△

2 福祉避難所の指定

避難は、原子力災害時における広域避難となることから、基本的に避難先となる市町村の施設等を指定することとなります。

指定に当たっては、避難先市町村と協議の上、指定の決定を行います。

※ 参考「石巻市原子力災害時用指定福祉避難所一覧」は資料編のとおりです。

(1) 施設の選定

ア 公的福祉避難所

公共施設単体を基本としますが、一般の避難所と施設内区分が可能な場合（別棟等）は、併用も可能とします。

施設の選定に当たっては、小・中学校、公民館等の施設、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設、保健センター等の中から、バリアフリーを主眼とします。

イ 民間福祉避難所

避難先となる市町村と協定を締結している社会福祉法人等の施設とします。

なお、所在市町村の住民のみ受入れする協定の場合は、協定の見直し等も必要となります。

今後は、県内を総括する社会福祉施設団体等の機関と包括的協定を締結し、現協定を見直さず指定できるよう進めて参ります。

ウ 福祉スペース

一般の避難所で、生活面・環境面等の施設内区分を確保可能なスペースとします。

(2) 施設の指定要件

ア 施設自体の以下の安全性が確保されていること。

- ・ 耐震性が確保されていること。[地震]
- ・ 原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]
- ・ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
- ・ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- ・ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

イ 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

- ・ 原則として、バリアフリー化されていること。
- ・ バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・機材の備蓄を図ることを前提とすること。

ウ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。

- ・ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。
- ・ 公的福祉避難所の場合、以下の空間等を考慮すること。

- ・ 1区画当たり、家族分（1名）も含め6.6平方メートル以上とします。
- ・ メイン通路は車椅子同志がすれ違える幅180センチメートル、居住空間内通路は車椅子単体が通れる幅135センチメートルを確保します。
- ・ リハビリテーション作業が出来るスペースを可能な限り確保します。

※ 避難スペース確保例は資料編に示します。

(3) 指定目標の設定

福祉避難所の指定目標については、要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮し、少なくとも、避難先市町村毎に1箇所以上の割合で指定することを目標とします。

3 要 員

(1) 公的福祉避難所

区分	職種	備考
本市	事務職員、保健師	保健師は巡回とする。
災害時相互応援協定市町村	保健師	
ボランティア団体等	看護師、社会福祉士又は生活相談員・介護支援専門員、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、栄養士及び調理員	栄養士及び調理員は、食事を避難所で調理する場合に限る。

(2) 民間福祉避難所

区分	職種	備考
民間介護事業所等	民間介護事業所等職員	

(3) 福祉スペース

区分	職種	備考
本市	事務職員、保健師	事務職員は避難所運営兼務とする。 保健師は巡回とする。
災害時相互応援協定市町村	保健師	保健師は巡回とする。
ボランティア団体等	社会福祉士又は生活相談員・介護支援専門員、理学療法士、作業療法士	いずれも巡回とする。

※1 石巻市災害時相互応援協定市町村は、資料編に記載しています。

※2 ボランティア団体等への派遣要請は、本市で行います。

4 備蓄等資機材

福祉避難所として機能するためには、資機材の整備が必要です。

本書では原子力災害を基本としているため、避難先となる市町村が指定した施設数十箇所それぞれに資機材を整備することは、現実的に困難です。

よって、共通する資機材については、本市において宮城県の最大限の協力を得て、県内各地方振興事務所に今後、拠点的に備蓄することとし、その他の資機材については、発災後、民間災害協定事業所等から調達するものとします。

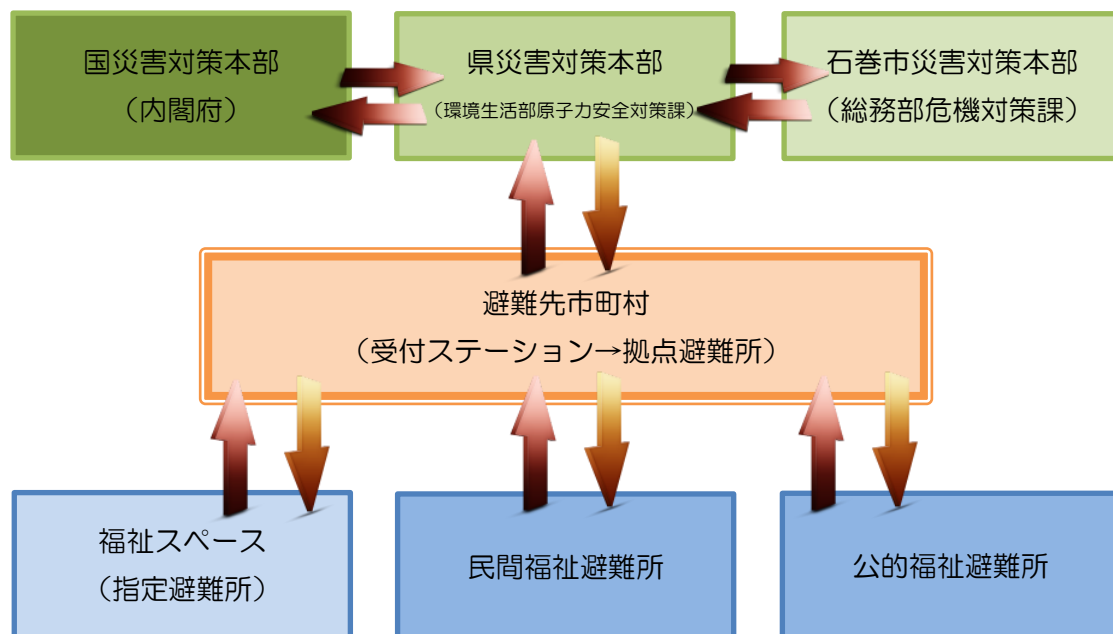
なお、平時から民間災害協定事業所と連絡体制を整えておくこととします。

※ 「資機材備蓄拠点施設及び備蓄資機材リスト」は資料編に記載しています。

5 情報連絡体制

(1) 体制の構築

福祉避難所の開設・運営に当たり、県の災害対策本部、本市の災害対策本部、開設することとなる避難先市町村（避難所受付ステーション→拠点避難所）及び福祉避難所との情報連絡体制は下記のとおり構築することとします。



(2) 通信手段

基本的には、それぞれの固定電話を使用することとし、拠点避難所には多層的に無線機配備等を検討しています。

※ 「関係機関連絡先リスト」は資料編に記載しています。

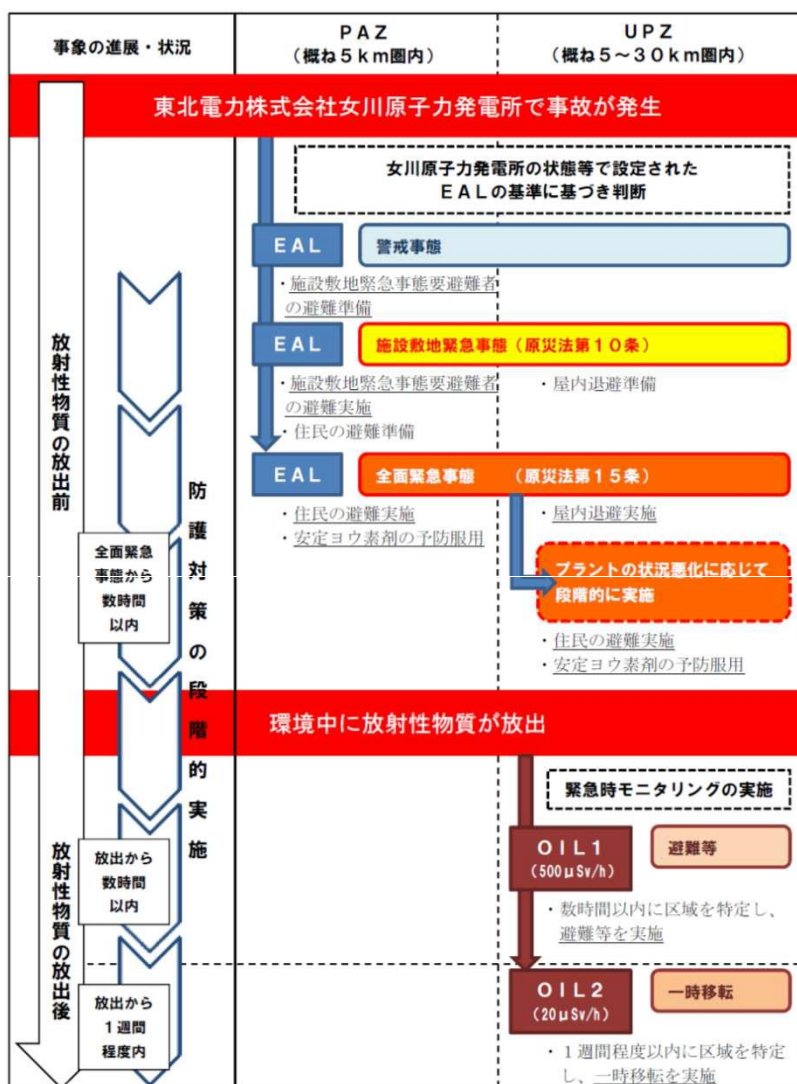
第3 福祉避難所の業務

1 開設

(1) 避難等指示の発出時期

女川原子力発電所の状況及び緊急時モニタリング結果を踏まえ、国から緊急事態区分及びOILに基づいた避難等指示が発令されます。

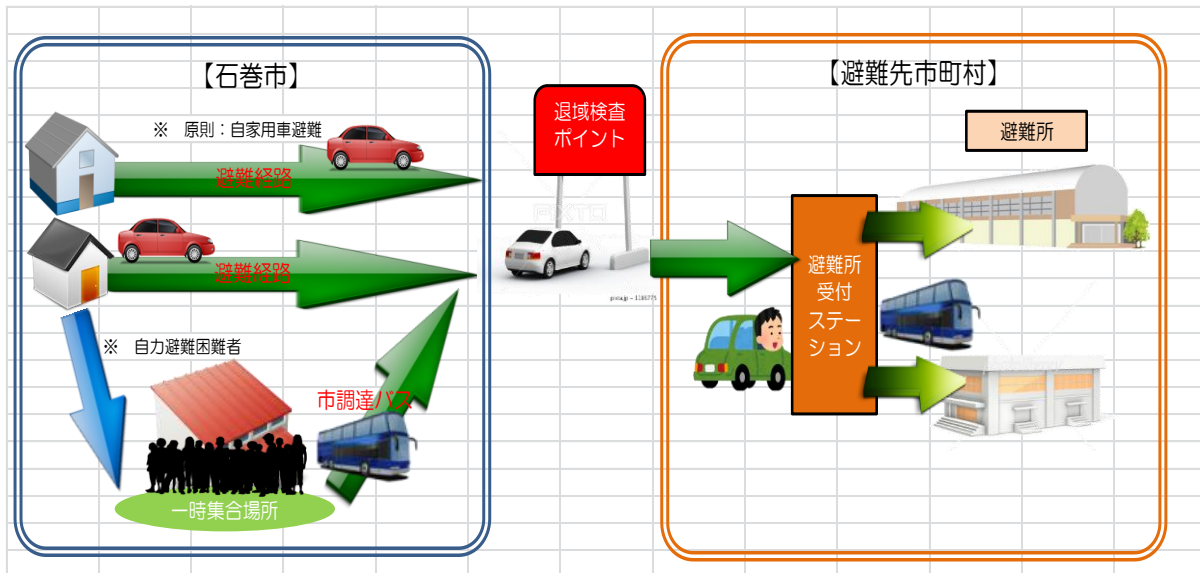
なお、状況を総合的に勘案して、国の指示が発令される前に避難等指示が必要な際には、本市長は原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条に基づき避難等指示を行います。



(2) 避難の流れ

基本的には、要支援者であっても、一般避難者同様、指定避難所に一旦入所します。

なお、避難の流れは、下図のとおりとなります。



※ PAZの避難者は、放射性物質が放出される前での避難のため、退域検査ポイントは通過しません。

(3) 開設の判断

指定避難所に避難者が入所後、本市及び本市が締結している災害時相互応援協定市町村の保健師が避難所を巡回し、避難所アセスメントを行うとともに、避難者の健康調査を行い、その後に開催するスクリーニング会議の結果、福祉避難所への入所が必要と判断した要配慮者がいる場合、本市災害対策本部から避難先市町村に対し、福祉避難所の開設を依頼することになります。

なお、本市保健師は、指定避難所に避難者が入所後、傷病者や重傷者、要医療救護者等のトリアージ措置を優先して実施しますので、避難所アセスメント及び避難者の健康調査は、トリアージ措置終了後に行います。

2 入所判定方法

福祉避難所への入所者の判定方法は、以下の手順で行います。

(1) 避難者等の調査

ア 避難者の健康調査

本市及び本市が締結している災害時相互応援協定市町村の保健師は、各避難所を巡回し、健康調査表により避難者の健康調査を行います。

※ 健康調査表は資料編に記載しています。

イ 健康相談票の作成

本市及び本市が締結している災害時相互応援協定市町村の保健師は、避難者のうち、健康状態に不安があり、支援が必要と思われる要配慮者に対し、健康相談票を作成します。

※ 健康相談票は資料編に記載しています。

ウ 避難所アセスメントの実施

本市及び本市が締結している災害時相互応援協定市町村の保健師は、各避難所を巡回した際、避難所の状況が要配慮者へ対応した環境となっているのか等の調査を行い、避難所アセスメントシートを作成します。

※ 避難所アセスメントシートは資料編に記載しています。

(2) 要配慮者スクリーニング会議

ア 会議の開催

本市福祉部は、要配慮者が避難所での避難生活で健康維持が困難と思われる事案が発生した場合、必要に応じ要配慮者スクリーニング会議を開催します。

イ 会議の出席者

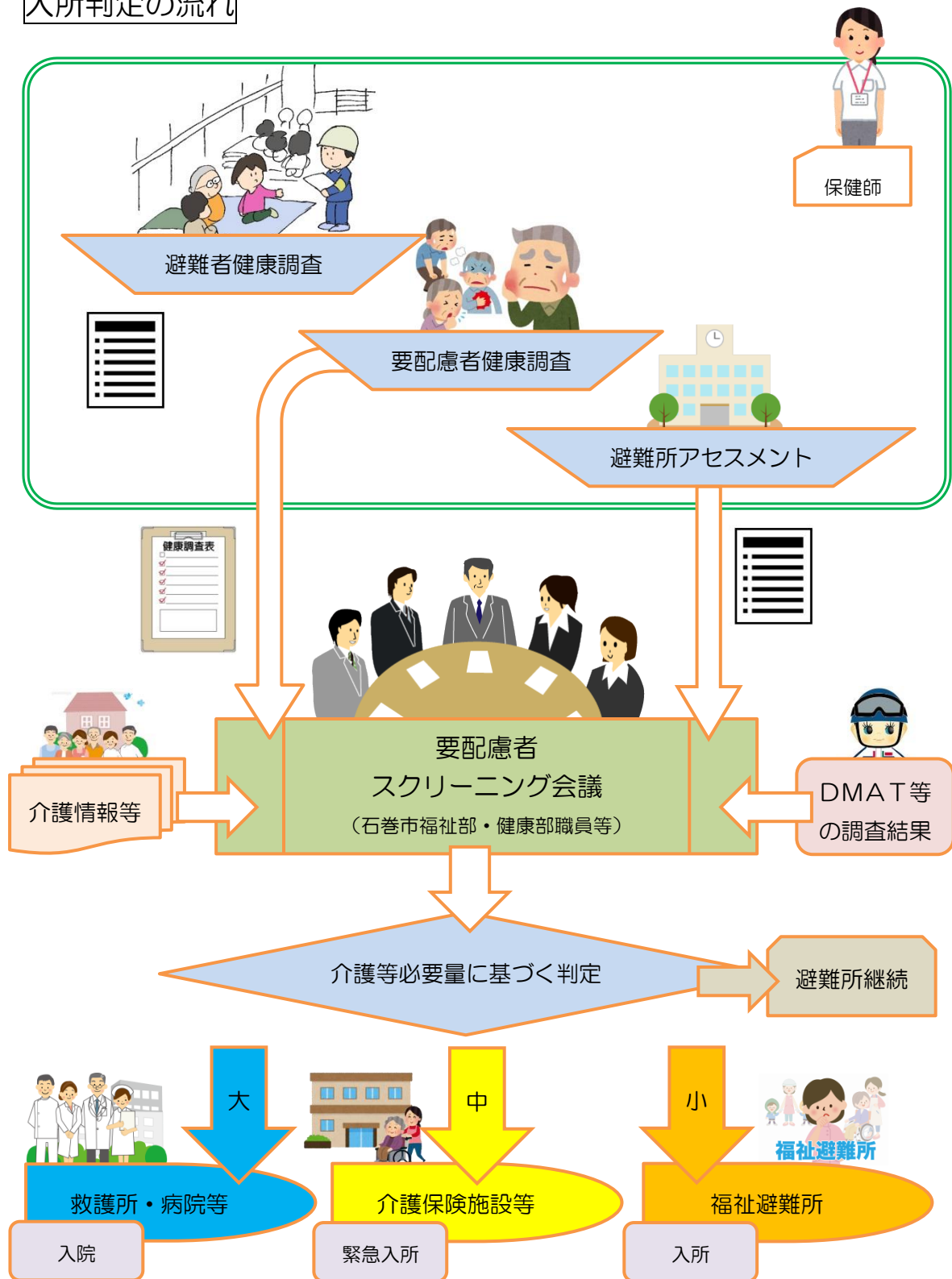
会議には、本市の担当部署である福祉部職員のほか、健康部の保健師等、関係部署職員等が出席するものとします。

ウ 判定

会議では、要配慮者の介護等必要量の判定を行い、施設入所等の適切な措置を決定します。

入所判定の流れは、以下に示すとおりです。

入所判定の流れ



3 入所手続

(1) 入所手続の説明

本市福祉部が、入所決定を行った要配慮者や家族に対し、入所手続の説明を行います。

要配慮者に家族がいる場合、介護支援のため、最小限の家族に限り入所の必要性を説明します。

(2) 入所者名簿の作成

本市福祉部は、手続き説明後、要配慮者や家族から最終了解を得た後に、要配慮者及び家族の状況を再確認しながら福祉避難所入所者名簿を作成します。

※ 「福祉避難所入所者名簿」は資料編に記載しています。

(3) 入所日時等調整

本市福祉部は、入所が確定した時点で、福祉避難所運営担当職員に対し、入所日時等を調整します。

(4) 要配慮者の搬送

本市福祉部は、一般避難所から福祉避難所へ要配慮者を搬送します。

搬送の際、入所者名簿と健康相談票（写）を福祉避難所の受付時に避難所運営職員に渡します。

搬送については、福祉車両等が必要な場合もあるため、事前に社会福祉団体やボランティア団体等と協議し、車両搬送依頼の体制構築を行っておきます。

4 入 所

(1) 受 付

避難所運営職員は、入所者が福祉避難所に搬送されましたら、まず、入所者名簿及び健康相談票（写）を受領し、要配慮者に対し確認を行います。

(2) 居住配置

避難所運営職員は、健康相談票及び入所者への聴取により、入所者の歩行の困難度等に配慮し、適切な居住配置を決定します。

(3) 説 明

避難所運営職員は、入所者に対し避難所の利用に当たっての説明を行います。

主な説明項目は、「5 運営」に示す運営のための基本的事項を参照願います。

(4) 入 所

避難所運営職員は、利用に当たっての説明が終了後、入所者を居住スペースへ案内し、入所を完了させます。

完了した後、本市福祉部へ入所完了の報告を行います。

5 運 営

(1) 運営の流れ

避難所運営の流れは、「石巻市原子力災害時の避難所運営マニュアル」を基本とします。

なお、福祉避難所は入所者が様々な条件で一般の避難所では避難生活ができない方々であることを念頭に入れ、入所者それぞれに適応した運営を行う必要があります。

しかし、避難所は団体生活の場であることで、以下については基本的事項として取り決めることとします。

福祉避難所運営のための基本的事項

基本的事項	具体的内容	備考
起床	午前 6 時	
就寝（消灯）	午後 1 0 時	
室内	土足厳禁	
食事時間	朝：午前 7 時、昼：正午、夕：午後 6 時	
食事場所	食事スペース	避難所のコミュニティ維持のため、全員で食事をとるルールを作りましょう。
外出	午前 9 時から午後 5 時まで	外泊等の場合は、内容を確認し判断します。
飲酒	禁止	
喫煙	屋内（避難スペース）禁止	
退所	介護度が低くなったり、生活面の見通しがついた時点	福祉避難所は緊急措置であることを理解していただきましょう。

(2) 入所者の状況管理

入所者の避難生活が長期化するに連れ、健康状態や生活設計等に変化が発生するので、入所者の状況管理及び新たな生活設計に対する支援等は、本市福祉部が社会福祉士等の支援を受け、被災者の立場になって積極的に行うものとします。

6 退 所

福祉避難所の入所者のうち、入所中に以下の状況が認められる場合は、要配慮者スクリーニング会議に諮り、退所の措置をとるものとします。

- ・ 健康状態の改善や悪化により、本マニュアル「第 1 福祉避難所の概要 4 福祉避難所の利用対象となる者」の規定から外れた者。
- ・ 福祉避難所運営のための基本的事項等を遵守できず、他の入所者に悪影響を及ぼす、又は運営そのものに影響を及ぼす者。
- ・ 仮設住宅への入居決定等、新たな生活拠点の確保が可能となった者。

7 県災害対策本部との情報伝達

本市災害対策本部は、県の災害対策本部と強固な情報伝達手段を構築し、福祉避難所の基本的な情報共有を図り、福祉避難所に対し迅速かつ的確な対応をとるものとします。

第4 福祉避難所の閉鎖等

1 閉鎖の判断

福祉避難所の閉鎖の判断基準を、以下のとおり定めます。

- ・ 当該福祉避難所に入所者がいなくなり、今後の入所も見込めないとき
- ・ 当該福祉避難所の入所世帯数が3世帯以下となったとき、又はなることが想定されたとき（集約化を進める。）
- ・ 仮設住宅の整備等、全避難者が生活の場を確保できたとき

2 閉鎖手続き

福祉避難所の閉鎖に係る手続きは、以下のとおりです。

- ・ 福祉避難所運営職員は、本市福祉部と協議を行います。
- ・ 本市福祉部は、今後の状況も踏まえた検討を行い、閉鎖を決定したときは、本市災害対策本部へ報告するものとします。
- ・ 本市災害対策本部は、福祉避難所の閉鎖について、避難先市町村及び県災害対策本部に対し報告するものとします。
- ・ 本市福祉部は、閉鎖の判断基準に基づく集約化を進める場合は、近隣の避難先市町村に対し、受入の協議を行うものとします。

3 費用負担

福祉避難所の開設・運営に必要な経費は、全て避難元である本市の負担とします。

避難先市町村が一時的に負担することとなった費用については、所定の様式により、本市へ請求するものとします。

資 料 編

- 1 福祉避難所対象者調
- 2 石巻市原子力災害時用指定福祉避難所一覧
- 3 避難スペース確保例
- 4 石巻市災害時相互応援協定市町村
- 5 資機材備蓄拠点施設及び備蓄資機材リスト
- 6 関係機関連絡先リスト
- 7 健康調査表
- 8 健康相談票
- 9 避難所アセスメントシート
- 10 福祉避難所入所者名簿
- 11 費用負担請求様式

1 福祉避難所対象者調

避難先 市町村名	避難元 地区名	対象者数				
		乳幼児等	妊産婦	要介護者	その他	合計
大崎市	石巻	736	127	552		1,415
	雄勝	12	2	66		80
	牡鹿	35	2	106		143
大崎市計		783	131	724		1,638
仙台市	石巻	833	160	762		1,755
	河南	19	4	15		38
仙台市計		852	164	777		1,793
塩竈市	石巻	27	5	1		33
塩竈市計		27	5	1		33
気仙沼市	河北	27	2	52		81
	北上	42	5	69		116
気仙沼市計		69	7	121		197
白石市	河南	53	5	20		78
白石市計		53	5	20		78
角田市	河南	51	10	40		101
角田市計		51	10	40		101
多賀城市	石巻	151	22	103		276
多賀城市計		151	22	103		276
登米市	河北	184	23	287		494
	桃生	43	6	81		130
登米市計		227	29	368		624
栗原市	石巻	56	17	50		123
	河南	45	5	81		131
	桃生	74	18	79		171
栗原市計		175	40	210		425
富谷市	石巻	34	5	46		85
富谷市計		34	5	46		85
蔵王町	河南	47	6	52		105
蔵王町計		47	6	52		105
七ヶ宿町	河南	12	3	14		29
七ヶ宿町計		12	3	14		29

避難先 市町村名	避難元 地区名	対象者数				
		乳幼児等	妊産婦	要介護者	その他	合計
大河原町	河南	36	3	16		55
大河原町計		36	3	16		55
村田町	河南	26	2	18		46
村田町計		26	2	18		46
柴田町	河南	12	0	13		25
柴田町計		12	0	13		25
川崎町	河南	12	2	13		27
川崎町計		12	2	13		27
丸森町	河南	41	4	34		79
丸森町計		41	4	34		79
松島町	石巻	6	1	3		10
松島町計		6	1	3		10
七ヶ浜町	石巻	12	1	26		39
七ヶ浜町計		12	1	26		39
利府町	石巻	46	8	13	調	67
利府町計		46	8	13	査	67
大和町	石巻	84	10	46	中	140
大和町計		84	10	46		140
大郷町	石巻	26	4	17		47
大郷町計		26	4	17		47
大衡村	石巻	44	5	29		78
大衡村計		44	5	29		78
色麻町	石巻	49	8	26		83
色麻町計		49	8	26		83
加美町	石巻	53	11	79		143
加美町計		53	11	79		143
涌谷町	河南	19	4	9		32
涌谷町計		19	4	9		32
美里町	河南	58	8	68		134
美里町計		58	8	68		134
合計		3,005	502	2,886		6,393

(注) ① 「対象者数」は区分毎に算出しているため、重複している場合もあります。

② 「地区」は、平成17年市町合併前の旧市町区分です。

2 石巻市原子力災害時用指定福祉避難所一覧

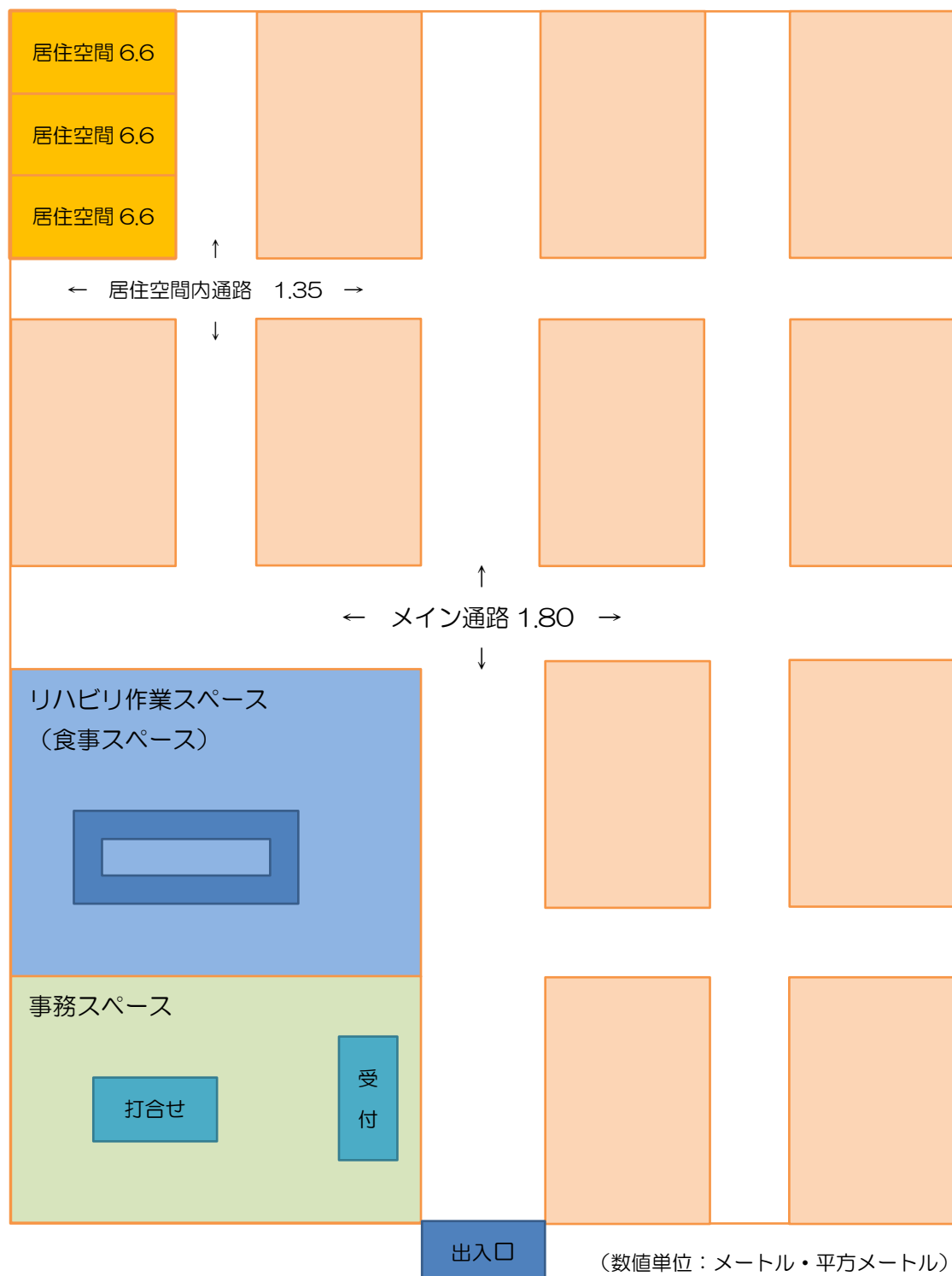
(1) 公的福祉避難所

避難先 市町村名	施設名称	所在地	収容可 能人数	備考
大崎市	検討中			
仙台市	検討中			
塩竈市	検討中			
気仙沼市	検討中			
白石市	検討中			
角田市	検討中			
多賀城市	検討中			
登米市	検討中			
栗原市	検討中			
富谷市	検討中			
蔵王町	検討中			
七ヶ宿町	検討中			
大河原町	検討中			
村田町	検討中			
柴田町	検討中			
川崎町	検討中			
丸森町	検討中			
松島町	検討中			
七ヶ浜町	七ヶ浜老人福祉センター	七ヶ浜町吉田浜野山5-9	50	
利府町	検討中			
大和町	検討中			
大郷町	検討中			
大衡村	検討中			
色麻町	加美老人保健施設	色麻町四竈字杉成9	20	
	保健福祉センター	色麻町四竈字杉成27-2	65	
加美町	検討中			
涌谷町	検討中			
美里町	検討中			

(2) 民間福祉避難所

避難先 市町村名	施設名称	所在地	収容可 能人数	備考
大崎市	未定			
仙台市	未定			
塩竈市	未定			
気仙沼市	未定			
白石市	未定			
角田市	未定			
多賀城市	未定			
登米市	未定			
栗原市	未定			
富谷市	未定			
蔵王町	未定			
七ヶ宿町	未定			
大河原町	未定			
村田町	未定			
柴田町	未定			
川崎町	未定			
丸森町	未定			
松島町	未定			
七ヶ浜町	未定			
利府町	未定			
大和町	未定			
大郷町	未定			
大衡村	未定			
色麻町	未定			
加美町	未定			
涌谷町	未定			
美里町	未定			

3 避難スペース確保例



4 石巻市災害時相互応援協定市町村

No.	市町村名	担当部署	備考
1	秋田県 湯沢市	総務部総務課	
2	山形県 河北町	環境防災課	
3	山形県 新庄市	環境課地域防災室	
4	山形県 酒田市	総務部危機管理課	
5	茨城県 ひたちなか市	市民生活部生活安全課	
6	東京都 葛飾区	地域振興部防災課	
7	東京都 中央区	総務部防災危機管理室防災課	
8	東京都 狛江市	総務部安心安全課	
9	神奈川県 平塚市	防災危機管理部災害対策課	
10	長野県 諏訪市	企画部危機管理室	
11	兵庫県 芦屋市	建設部防災安全課	
12	徳島県 藍住町	総務課	
13	香川県 丸亀市	市長公室危機管理課	
14	山口県 萩市	総務企画部防災危機管理課	
15	熊本県 八代市	総務部危機管理課	

※ 宮城県内を除く。

5 資機材備蓄拠点施設及び備蓄資機材リスト

施設名称	所在地	備蓄資機材名	備蓄資機材数量
県東部地方振興事務所	登米市津野佐沼宮西	組立式ベッド	100
登米地方振興事務所	佐沼 150-5	車椅子	20
		歩行器	40
		暖房器具	100
		寝具	100
		マット	100
		ポータブルトイレ	40
		パーテーション	40
		血圧計	20
		体温計	20
		大人用おむつ	各サイズ 100
県気仙地方振興事務所	気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6	組立式ベッド	100
		車椅子	20
		歩行器	40
		暖房器具	100
		寝具	100
		マット	100
		ポータブルトイレ	40
		パーテーション	40
		血圧計	20
		体温計	20
		大人用おむつ	各サイズ 100
県北部地方振興事務所	大崎市古川旭四丁目 1-1	組立式ベッド	100
		車椅子	20
		歩行器	40
		暖房器具	100
		寝具	100
		マット	100
		ポータブルトイレ	40
		パーテーション	40
		血圧計	20
		体温計	20

検討中

			大人用おむつ	各サイズ	100
県北部地区 栗原地域振興事務所	長興事務所 栗原地域振興事務所	栗原市築館藤木 5-1	組立式ベッド		0
			車椅子		0
			歩行器		0
			暖房器具		0
			寝具		0
			マット		0
			ポータブルトイレ		0
			パーテーション		0
			血圧計		0
			体温計		0
			大人用おむつ	各サイズ	0
県仙台地区 長興事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17	組立式ベッド	車椅子		0
			歩行器		0
			暖房器具		0
			寝具		0
			マット		0
			ポータブルトイレ		0
			パーテーション		0
			血圧計		0
			体温計		0
			大人用おむつ	各サイズ	0
県大河原地区 市振興事務所	柴田郡大河原町字南 129-1	組立式ベッド	車椅子		0
			歩行器		0
			暖房器具		0
			寝具		0
			マット		0
			ポータブルトイレ		0
			パーテーション		0
			血圧計		0
			体温計		0
			大人用おむつ	各サイズ	0
			大人用おむつ	各サイズ	100

検討中

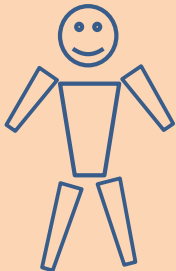
6 関係機関連絡先リスト

区分	関係機関名	担当部署	電話番号	備考
避難先	大崎市	未定		
	仙台市	未定		
	塩竈市	未定		
	気仙沼市	未定		
	白石市	民生部生活環境課		
	角田市	総務部防災安全課		
	多賀城市	交通防災課		
	登米市	福祉事務所長寿介護課		
	栗原市	総務部危機対策課		
	富谷市	未定		
	蔵王町	未定		
	七ヶ宿町	総務課		
	大河原町	未定		
	村田町	生涯学習課		
	柴田町	総務課		
	川崎町	総務課		
	丸森町	総務課（消防防災班）	0224-72-3020	
	松島町	未定		
	七ヶ浜町	総務課		
	利府町	未定		
	大和町	未定		
	大郷町	総務課		
	大衡村	総務課		
	色麻町	保健福祉課		
	加美町	総務課危機対策室		
	涌谷町	未定		
	美里町	防災管財課		
避難元	石巻市	総務部危機対策課	0225-95-1111	
県	宮城県	環境生活部原子力安全対策課		

7 健康調査表

避難所 健康調査表 (平成 年 月 日実施分)					
担当者名: (職種)					
	氏 名 (生年月日)	年 齢	性 別	地 区 名	健 康 状 況 等
1	(. .)		男・女		
2	(. .)		男・女		
3	(. .)		男・女		
4	(. .)		男・女		
5	(. .)		男・女		
6	(. .)		男・女		
7	(. .)		男・女		
8	(. .)		男・女		
9	(. .)		男・女		
10	(. .)		男・女		

8 健康相談票

禁忌・事項・アレルギー含	透析	酸素	インシュリン	てんかん薬	地区	緑 トリージ	黄 トリージ	毎日		
避難所 健康相談票										
初回相談	H	年	月	日 (追加は別色で記入)	＜面談者名・職＞					
フリガナ氏名					生年月日	T・S・H	年 月 日生 (歳)	定期		
住所					固定電話 携帯電話			毎週		
①緊急連絡先	氏名 住所			(本人との関係)	固定電話 携帯電話					
②緊急連絡先	氏名 住所			(本人との関係)	固定電話 携帯電話					
治療中の病気	病名		病医院(医師名)		治療状況		薬名	残量		
自覚症状	外傷: 無 ・ 有		(種類・部位・程度) (種類・部位・程度)							
主訴	頭痛	かぜ気味	下痢嘔吐	熱感	めまい	動悸	胸痛			
	食欲不振	腹痛	胃痛	嘔気	関節痛	腰痛	肩こり			
	不眠	悪夢	不安	恐怖感	憂鬱	イライラ	落着かない			
	自己管理器械類:	インシュリン	酸素	胃瘻等	ストマ	尿留置カテ	他			
透析: 日毎			その他 ()							
上記以外の 気がかり (自由記入)								傷病状況		
バイタルサイン	体温	℃	／	mmHg	脈拍	／分	呼吸	／分		
対応内容										
今後の方針	要医療・要連携・健康相談・他 ()									
※日・週単位の支援プランが必要な際は裏面に経過記入ができます。					介護度: 要介護 5・4・3・2・1 要支援 2・1、_____ 手帳 (級)					
備考					CM名・連絡先: サービス利用状況: 今後の希望: 在宅(本人・家族) 施設(本人・家族)					
被災状況	本人		家族(人)							
家屋等	水につかった		名前・続柄・安否等		器機等	酸素	IVH	インシュリン	服薬介助	他
	外傷あり		①		歩行	自立	・ 一部介助 ()	・ 全介助 ()		
	火傷あり		②		床からの立上り	自立	・ 一部介助 ()	・ 全介助 ()		
	精神不安定		③		食事	自立	・ 一部介助 ()	・ 全介助 ()		
	他 ()		④		食事形態	普通食・特別食 ()	・ Mチューブ	・ 胃瘻		
			⑤		排尿	自立	・ 一部介助	・ 全介助	導尿	・ H留置カテ
		⑥		排泄	自立	・ 一部介助	・ 全介助 (便器・オムツ)	ストマ		
				寝具	布団	・ ベット	・ その他 ()			
				問題行動	無	・ 有 (物忘れ等)				

9 避難所アセスメントシート

避難所アセスメントシート						住所								記載者：(所属・職名)											
避難所名：						()						活動日：平成 年 月 日													
避難者数 人						男		昼		人、夜		人		医療状況		救護所		無・有		()					
																巡回診療		無・有		()					
地域医連携		無・有		()																					
施設密度 (過密・適度・余裕)																									
要医療者										人数		内訳 人数													
有病数 計 人		医療ニーズ		無・有・緊急		感染症		人		発熱 人、インフル様 人、胃腸炎様 人、他 人															
				無・有・緊急		外傷		人																	
				無・有・緊急		在宅酸素		人																	
				無・有・緊急		人工透析		人																	
		小児科		無・有・緊急		病児		人																	
		精神科		無・有・緊急		治療中		人																	
		歯科		無・有・緊急		痛み		人																	
要配慮者										対 応															
要配慮者 計 人		要介護認定者数				人		全介助 人、一部介助、 要支援 人																	
		認知障害				人																			
		手帳所持				人		身体 人、療育 人、精神 人																	
		難病などその他				人																			
		妊産婦				人		緊急(有・無)																	
		乳幼児				人		乳児 人、幼児 人																	
現在状況										対 応															
ライフライン		電気		不可	可	予定	()																		
		ガス		不可	可	予定	()																		
		水道		不可	可	予定	()																		
		飲料水		不可	可	予定	()																		
		固定電話		不可	可	予定	()																		
		携帯電話		不可	可	予定	()																		
環境		トイレ使用		不可		予定	()																		
		可 ヶ所、清掃(不良・普通・良)																							
		冷暖房		不可	可	予定	()																		
		手洗い		不可	可	予定	()																		
		清掃状況		不良	普通	良い	()																		
		ペット収容		無	有	()																			
食事		配給		無	有	()																			
		回数：1, 2, 3, 不定期																							
		炊き出し		無	有	()																			
施設概要図(屋内外、連絡系統)																									
管理統括・代表者氏名：																									
外部支援：職種										人数															

10 福祉避難所入所者名簿

年 月 日

入所者本人欄					
ふりがな			性 別	男 ・ 女	
氏 名			生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日	
住 所	石巻市		電話番号		
要配慮者 区 分	乳幼児等 ・ 妊産婦 ・ 要介護（ ） ・ その他（ ）				
医薬投与					
入所者世帯欄					
世 帯 構 成	氏 名	性別	続柄	入所	緊急連絡先
入所通信欄					
入所希望 内 容					
特記事項欄					

11 費用負担請求様式

	第	号
平成	年	月
		日

石巻市長 殿

市町村長 印

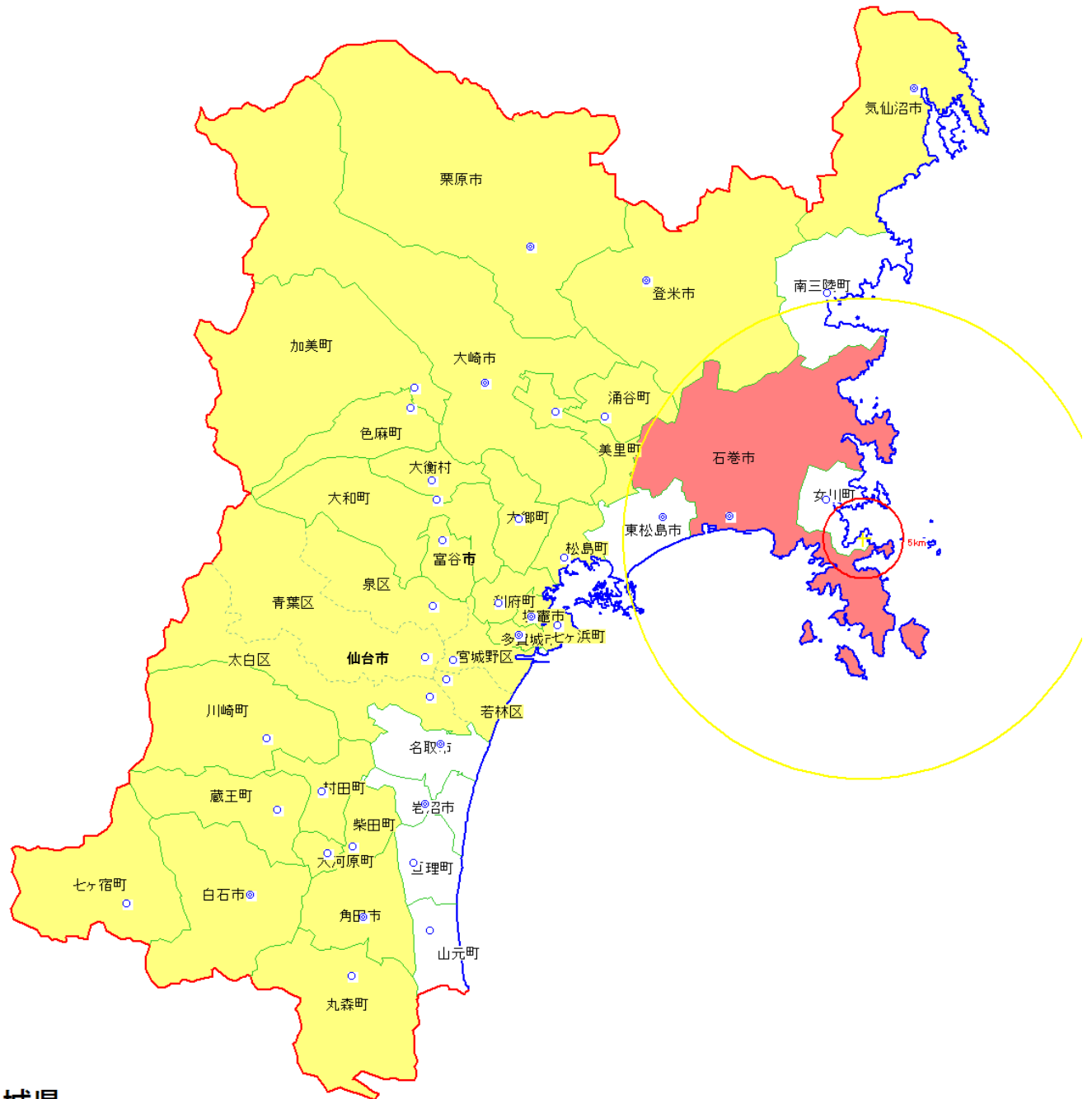
女川原子力発電所災害に係る広域避難に伴う費用負担について（請求）
本市町村で負担した費用について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求内容 別紙のとおり

〔 石巻市避難先 〕



宮城県



避難先 27 市町村



石巻市

本マニュアルは、
根拠法令の改正や福祉避難所の利用対象者数の変更等に併せ、
1 年度に 1 回程度見直すことにしています。

～ 作 成 ～

石 巻 市

総務部危機対策課

〒986-8501 宮城県石巻市穀町 1 4 番 1 号

(0225)95-1111
